

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 口約束の贈与

Q : 昨年、父から新居を建てる土地をもらう約束をしましたが、口約束だけで、まだ登記も物件の引き渡しも受けていません。今年中には居宅を建てるつもりで、その時までには土地の登記名義を私に変えるつもりです。

ところで、聞くところによると、私には贈与税がかかるそうですが、いつ申告するのでしょうか。

A : 登記の時の年分で申告することになります。

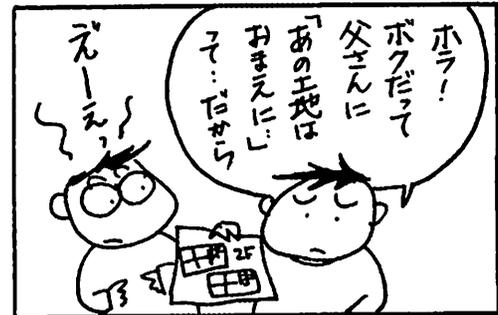
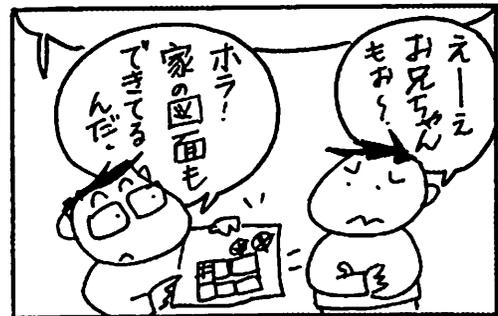
【解説】

財産をもらった時期がいつであるかにより、贈与税の申告時期が決まりますから、ご質問のように口約束が「昨年」、登記が「今年」という場合は、贈与の時期が問題になります。

贈与による財産取得の時期は、①書面によるもの（贈与契約証書などを作成しているもの）は、その契約の効力が発生した時により、②書面によらないもの（口約束によるもの）は、その履行の時によるものとされています。

不動産やゴルフ会員権のように、所有権等の移転について登記や登録をすることとなる財産については、特に納税者の反証がなければその登記や登録のあった時にももらったものとして取り扱われます。

ご質問の場合、財産引き渡しの時が明確でないのであれば、登記があった時を贈与の時として申告すればよいと思います。今年、登記されるのであれば、来年の2月1日から3月15日までの間に、贈与税の申告をしてください。



KMIYO. I